

サービス等利用計画と 基幹相談支援センターの取組

半田市障がい者相談支援センター
センター長 加藤 恵

愛知県半田市雁宿町1-22-1

TEL:0569-21-5585 FAX:0569-23-7745

E-mail:soudan@cac-net.ne.jp

半田市障がい者相談支援センターとは？

開所当時スタッフみんなで考えたセンターのあり方

半田市障がい者相談支援センターでは、障がいのある方も**住みなれた地域**で**その人らしく暮らし続けて行ける**ために、地域の人や事業所からの相談にも対応いたします。又、当事者や地域の課題には、**関係機関はもちろんのこと、地域の人と共に考えていきます。**

半田市障がい者相談支援センター

障がい者の地域での暮らしは、福祉サービスだけでは成り立ちません。隣近所の人声かけや見守り、小さな配慮。そんなふれあいの中で、**その人らしい生活**は成り立ちます。半田市障がい者相談支援センターでは、障がいのある方へのサービスだけでなく、誰もが暮らしやすい**地域づくり**にも取り組みます。

H20相談
支援委託
(4名)

H21就労
相談委託
(6名)

H23一部
指定開始
(4名)

H24基幹
相談開始
(4名)

半田市障がい者相談支援センターの業務内容 (委託契約書より)

(1) 基幹型相談支援センター事業

- 総合的・専門的な相談支援実施に関すること(困難ケースの対応等)
- 地域の相談支援の強化の取組みに関すること
- 地域移行・地域定着の促進の取組みに関すること
- 就労・就業についての障がい者・事業者への支援等
- 権利擁護・防止に関すること
- 自立支援協議会の運営に関すること

(2) 障がい者相談支援事業

- 福祉サービスの利用援助(情報提供・相談等)
- 社会資源の活用支援に関すること
- 社会性活力を高めるための支援
- ピアカウンセリングに関すること
- 専門機関の紹介に関すること
- 権利擁護のために必要な援助に関すること

半田市障がい者相談支援センターの 体制（平成24年度）

基幹 正規2名 **常勤換算2名** 知的・身体・精神10年

委託 （正規生活2名 **常勤換算4名** 社士・PSW

正規就労1名+臨職2名×0.5）知的・身体5年

指定 （臨職1名） **常勤換算3名** 保育士

（臨職2名×0.5 就労と兼務） 看護師・介護福祉士

（臨職1名）高齡経験者

（臨職1名×0.5 ピアサポーター）

⇒実人数 10名体制で実施

きりきり？
出血状態での
運営かも。
スタッフにご
めんなさい。

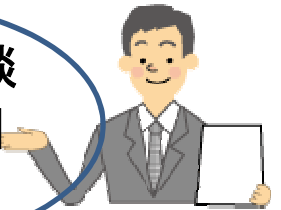
平成24年3月に表れた課題

サービス等利用計画を
3年ですべての方に！



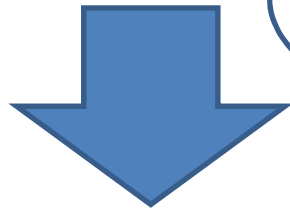
相談員

3年後の相談
支援体制図
を検討！



行政

基幹相談支援センター
の設立！



半田市の相談支援体制整備図を作らないと！

- ①半田市の地域分析が必要だ。
- ②平成27年4月の半田市の相談支援体制整備図案作成
- ③目標達成の課題分析をしよう。
- ④課題を1つずつ解決する進行表を作ろう。
- ⑤進行管理のシステムが必要だ！

愛知県半田市の例(市社協で実施)

<半田市の概況>

面積47平方km 南北8.2km 東西9.7km

人口 119,708人(平成24年4月)

身体障害者手帳 3,606人

精神障害者保健福祉手帳 729人

自立支援医療 1,253人(23年度実績)

療育手帳 787人

手帳保持者 5,122名

自立支援法サービス利用数 約650名

児童福祉法サービス利用数 約150名

顧客(利用者)分析

<相談支援の現状>

基幹・委託相談支援 1か所

正規5名・臨職1名

指定相談 5か所

地域(支援者)分析

<サービス事業所>

生活介護 15か所(基準該当含む)

就労移行 4か所

就労継続A 1か所

就労継続B 7か所

居宅介護 13か所

短期入所 4か所

ケアホーム 15か所

グループホーム 8か所

入所支援施設 1か所

放課後等デイサービス 7か所

児童発達支援センター 1か所

①半田市の地域分析



半田市障がい者相談支援体制

半田市人口 約12万人 障害者数 5122名 サービス利用者 645名 児童150名 計画作成 800名 (MAX時予想)	相談支援センター現状 一般相談(延べ相談数) 障害者485件 障害児42件 (実相談150名) 指定相談(月平均30件)	療育施設 1か所36名(+11) 児童デイ 6ヶ所 90名 来年度卒業生 サービス利用予定者20名 地域移行現状 施3名病3名
---------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------

権利擁護・虐待防止
 成年後見利用促進
 虐待防止

総合相談・専門相談
 困難事例対応
 相談支援事業者助言
 相談員人材育成

基幹相談支援センター

地域移行・地域定着
 施設・病院への働きかけ
 地域体制整備のコーディネート

自立支援協議会の運営・地域関係機関のネットワーク化

一般相談
 (生活・就労)

指定相談支援

A
 指定・障害児
 特定

B
 指定・障害児
 特定

C
 指定・障害児
 特定

D
 指定・障害児
 特定

当センター
 指定・障害児・
 特定

②半田市の相談支援体制整備図案

サービス等利用計画の課題と対応

- ①計画相談作成数の見通し ⇒ 誰からどのタイミングでどこが？
- ②相談支援事業所の体制 ⇒ 事業所への意義の説明
(相談支援専門員の数の確保) 初任者研修参加の誘導
- ③計画相談のルール ⇒ 支給決定までの流れ・書式・
標準のモニタリング頻度・細部のQ&A
- ④関係機関への協力の依頼と周知 ⇒ サービス提供事業所への説明
役割分担・協力のお願い
- ⑤計画相談の質の確保 ⇒ 1人相談支援事業所へのフォロー
質の確保のための研修の実施

↑
基幹の機能がないと
支えられないのでは？

③目標達成への課題分析



基幹相談

すべて協働作業
お互いの強みを
理解して！



行政 7

課題への対応には 基幹相談の機能が必須！

数の確保！

- ・ ルール・仕組みの明確化、相談員の計画的育成
⇒いつも行っているので事業所の状況を知っている
どういう流れで行うとスムーズか提案できる(モリタング含め)

質の担保！

- ・ 効果的な研修会の実施
⇒必要な研修の企画・立案ができる(専門性の偏りへの研修・社会資源の偏りへの研修・他分野との協働の方法・ルールの共有・当事者のエンパワメント・ライフステージの変化時の協働)

フォローアップの仕組み！

- ・ 抱えこまない仕組み、市全体でのOJTの仕組み
⇒バックアップができる。専門性をもって同行ができる。事業所を超えた事例検討会等のフォローアップの場が作れる。

基幹相談支援センター

1. 設置者

- 法 市町村又は市町村から基幹相談支援センターに係る業務の委託を受けた一般相談支援事業（地域移行・定着担当）を行う者その他 厚生労働省令で定める者が設置することができる。
- 「厚生労働省令で定める者」については特定相談支援事業者（計画作成担当）とする。

2. 設置方法

- 基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、**地域における相談支援の体制、人材確保の状況等**）に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

3. 業務

- 法 総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施。
- 具体的な役割は別紙の参照。

4. 人員体制

- 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、**地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として必要となる人員（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。

5. 財源

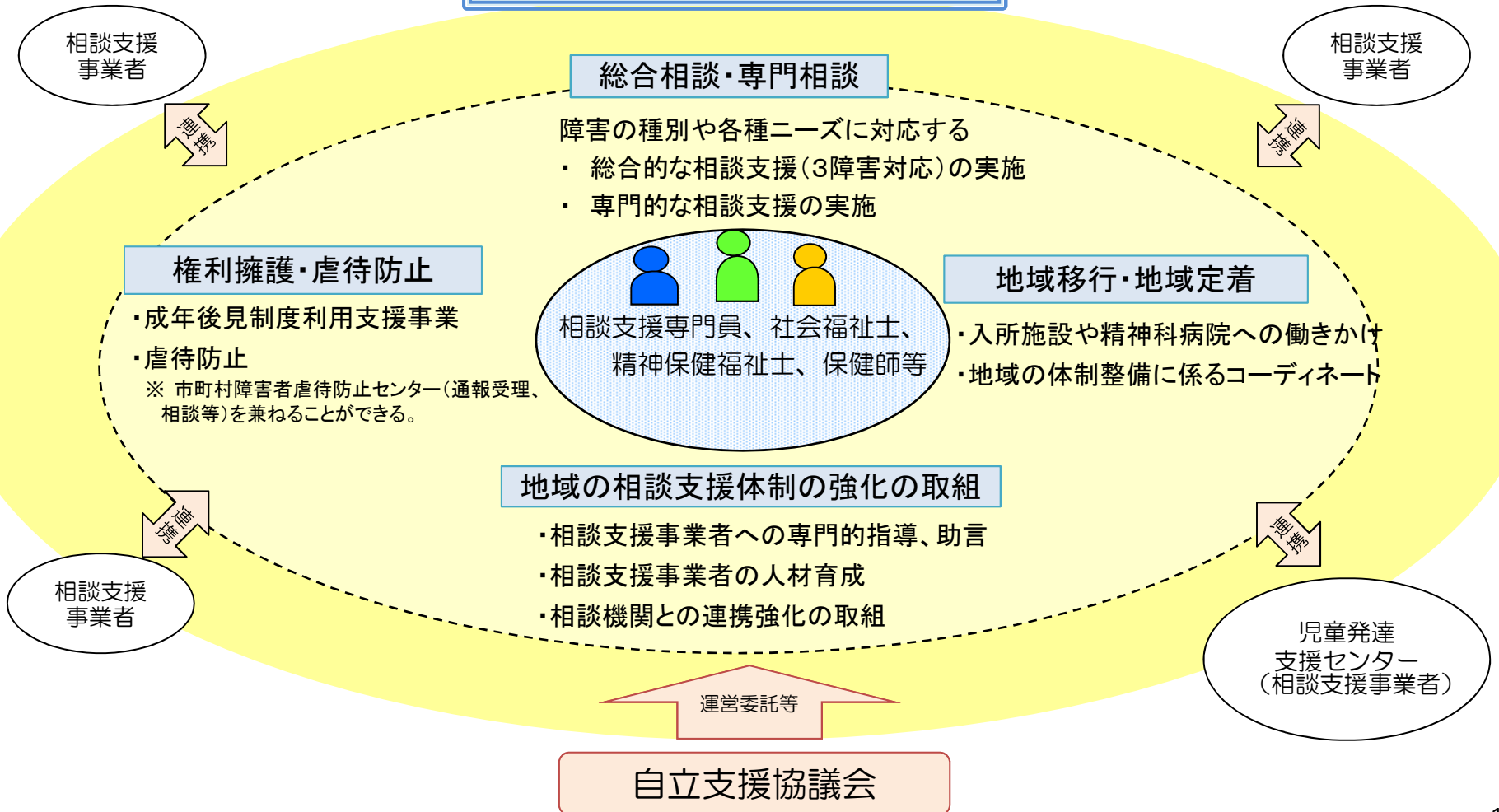
一般財源（交付税）及び地域生活支援事業費補助金による機能強化を図るための国庫補助（※）

※ 平成24年度予算案において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とする予定。 また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とする予定。

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

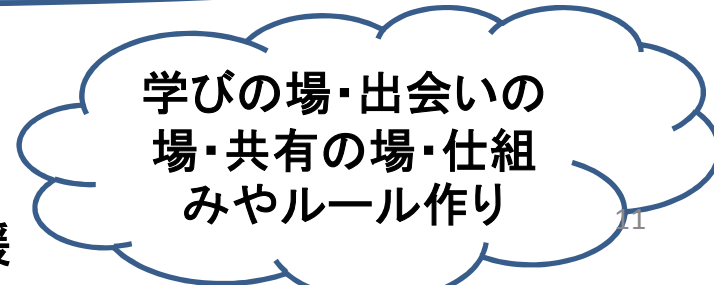
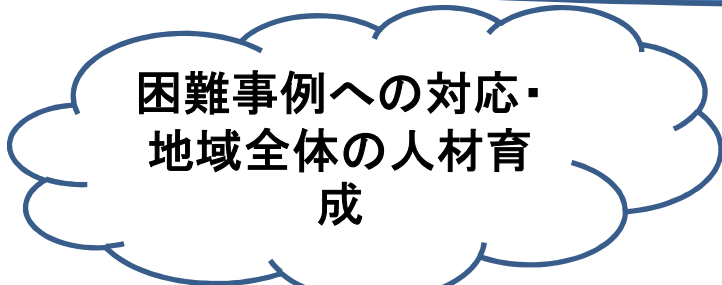
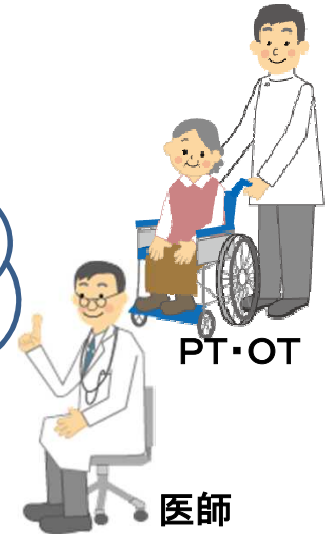
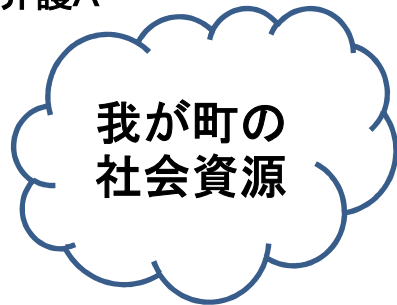
基幹相談支援センター



基幹相談は指定相談が始まる (仕組みが変わる)今こそ必要！



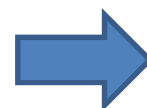
地域支援と専門支援をつなぐ



地域の社会資源と出会う場・共に研修する場 を作ることが大事！！（基幹相談の仕事）

サービス利用計画が始まると何が変わるか？

1人の人を支援する学校や保育所・放課後デイや生活介護・訪問看護・リハビリなどなど**たくさんの事業所**で**1人の方の希望する暮らしを共有**できる。



共に学ぶ場づくり。
共有のイメージを作れる**環境作りが基幹型
相談支援の仕事**

現場向け研修会で自分の
仕事自己紹介タイム



制度の変化を一緒に学ぼう



事例検討（Aくんの
過去・現在・未来）

学校の先生と放課
後デイのバスツアー



保健センター

子育て

デイ

相談

訪看

学童

学教

ふくし課

例えば)) 保育園の園長
会・特別支援コーディネーター
研修会など手を取るところ
にサービス利用計画の意味と
ともに作る仲間であることを共有。

質の担保のためには・・・ 当事者から学ぶ・仲間同士で学ぶ場が必要！！

利用者に見合う相談員＝**質の確保のために必要な研修**とは？

自立って何？当事者
から学ぶ



**当事者と共に学
び共に考える機
会を持つ**

事業所とともに
事例検討会



**相談員が一人で抱
え込まない共に学べ
る場がある**



**社会資源を共有し合える
場がある**



発達障がいのあるこ
の母とともに茶話会



グループスーパービジョン

- * 当事者とともに学ぶ
- * 検討する場が常にある
- * 社会資源を共有できる

誰も1人で抱えこまないために！ 地域の資源をみんなの資源に！！

地域の課題を みんなで共有

多問題・隙間・権利擁護など
足りない資源や半田の課題が共有
できる。

障害・高齢事例検討会



困ったら個別支援会議



**うちだけでは
無理！**

困ったと思ったら
関係するところ、
可能性のあるところ
が集まってること
をでき出し合う。
コーディネーター
として相談員も。

相談支援員が 集まって知恵 と資源の共有

社会資源はサー
ビスだけじゃない。
地域の資源をフル
に活用するために、
おかしを食べなが
らアイデアだし会
議



毎週のグループスーパービジョン



現場向け研修会

**わからないを
一緒に学ぶ！**

6かいコースの現
場むけ研修会。高
齢・障害・子どもの
現場に関わる従
事者が30名前後。
支援の仕方をと
もに学ぶを作る。

高齢デイが
基準該当生活介護を実施！
現在10か所30名以上が利用

すべての事業所が
3障がい対応
困難なケースは数社で支援

困ったら
みんなで

3年間で本当に計画を立てるには？ どんな人からどんなルールで市町村ごとに 話し合いが必要・・・。ルールが必要！

サービス利用計画の流れやルールは実は国の流れに沿って実施しても、細かなところを行政と話し合いをし、指定相談支援事業所で共有する作業が必要です。

1. 3年間で計画を立てるとして、どの人からどうやって計画を立てていく？

例えば・・・半田市の場合

⇒更新の方から3年で(自立支援)

⇒年齢の低い方から3年で(子育て)



2、書式の統一や書き方の細かなルール・どんな人の場合に毎月モニタリングがありえる？モニタリングの期間の基本的な考え方は？

ルールを決めても課題はやればやるほど出てくる。

⇒話し合う場と共有する場を作ることが大事

地域移行・地域定着を進めるために

- 医療機関と相談・事業所は同じイメージが出来ている事が大事。

⇒ともに学ぶ場・連携するためには何が現在困っているのかをお互いが知る場を作る。

- 当事者の力が地域定着を真に支える。

⇒地域定着に当事者の力は必須。当事者とともに学ぶ場、側面的支援を意識して支援する。

- 具体的に動くには。

⇒モデルと書式が必要。それはより具体的に、1つの事例とモデルにして。